

第1章 計画の基本

歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしていることより、市民が生涯にわたって質の高い生活を送るためには、歯と口腔の健康を保持することが大変重要である。市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることが出来る環境を整備するため、歯科口腔保健を推進する。

1. 策定の背景

「歯科口腔保健法（平成 23 年）」および「基本的事項（平成 24 年）」を踏まえ、「こうべ歯と口の健康づくりプラン（平成 26 年 3 月）」を策定。

神戸市における歯科口腔保健をより推進するため、平成 28 年 11 月 8 日（いい歯の日）に「神戸市歯科口腔保健推進条例」を施行。

条例を踏まえ、「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第 2 次）（平成 30 年度～5 か年）」を改訂する。

2. 基本理念

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取り組みを促進させるものであること
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること

3. 目標

(1) 生涯、自分の口で、おいしく食べる

歯を失う原因である「むし歯」や「歯周病」を予防して^{はちまるにいまる}8020（80歳で20本以上自分の歯を残す）を達成し、口の機能を維持することにより、健康寿命の延伸につなげる

(2) 口の健康から全身の健康づくり

歯周病は、糖尿病、動脈硬化、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎、早産など、さまざまな全身の健康に影響するため、歯周病を予防して全身の健康づくりを推進する

(3) 健康格差の縮小

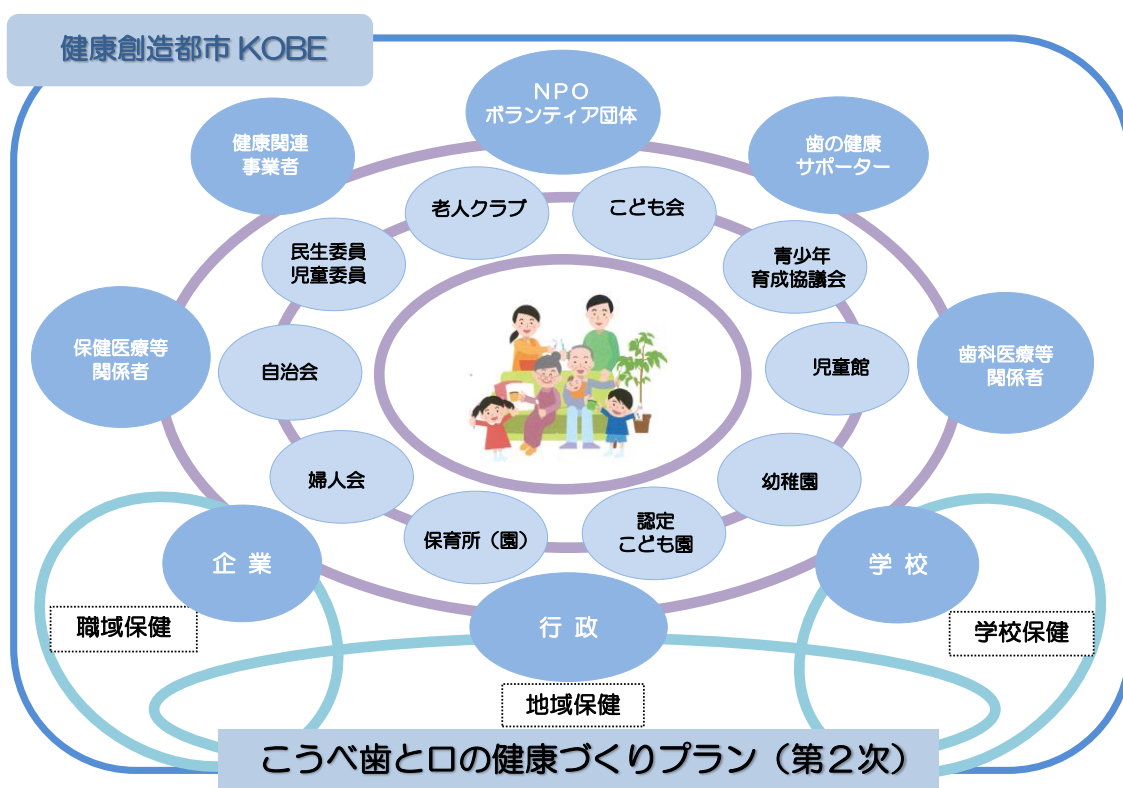
誰もが生涯にわたって切れ目なく、歯と口の健康を守ることができるように社会的環境を整備するなど、健康格差の縮小をめざす

4. 期間

平成 30 年度から 5 年間

5. 推進体制

- ① 目標達成状況は、「神戸市歯科口腔保健推進懇話会※1」および「神戸市歯科口腔保健推進検討会※2」において、定期的に評価・検証する。
- ② その結果は、広く公表して市民・関係機関などとの共有を図る。
- ③ 評価・検証をふまえ、さらに効果的な歯科口腔保健の推進を図る。
- ④ 歯科医療等関係者（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）は、資質向上に努めるとともに、関係者との連携を図る。
- ⑤ 保健・医療・福祉、教育、労働衛生その他関連機関などと連携して、歯科口腔保健を総合的に推進する。



こうべ歯と口の健康づくりプランの概念図

※1 神戸市歯科口腔保健推進懇話会

神戸市歯科口腔保健推進条例第9条に基づく有識者会議。本市の歯科口腔保健の推進に係る計画を策定し、その進捗管理を行い、または歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるにあたり、歯科医療関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議を行い、専門的な意見を聴くため、神戸市歯科口腔保健推進懇話会を開催する。

※2 神戸市歯科保健推進検討会

神戸市歯科口腔保健推進条例第7条第1項各号に掲げる事項を基本とする施策を実施するにあたり、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議を行うため、神戸市歯科口腔保健推進検討会を開催する。